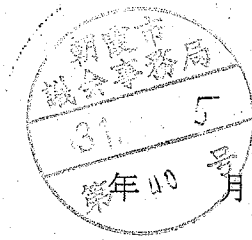


様式第10号 (第5条関係)



朝霞市議会議長 様

議員名 本山好子

政務活動費収支報告書 (議員用)

朝霞市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり平成30年度 (平成30年4月分～平成31年3月分) 政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入

(単位:円)

科目	金額	備考
政務活動費	110,400	
利子等	0	
合計	110,400	

2 支出

(単位:円)

科目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費	255,940	
広聴費		
人件費		
事務所費		
合計	255,940	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

3 残額

△ 145,540 円

領収書添付台紙 (※領収書は重ならないように貼り付けをお願いします。)

領収書

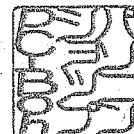
No. 2018年04月23日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 21,600 -

但 月額作業料として  
上記正に領収いたしました

パソコンショップPC-Boh(ブー)  
デザイン制作部  
島 良一 (070-5072-6178)  
〒 197-0005  
東京都福生市北田園1-20-7



領収書

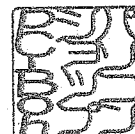
No. 2018年05月28日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 21,600 -

但 月額作業料として  
上記正に領収いたしました

パソコンショップPC-Boh(ブー)  
デザイン制作部  
島 良一 (070-5072-6178)  
〒 197-0005  
東京都福生市北田園1-20-7



領収書

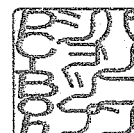
No. 2018年07月26日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 21,600 -

但 月額作業料として  
上記正に領収いたしました

パソコンショップPC-Boh(ブー)  
デザイン制作部  
島 良一 (070-5072-6178)  
〒 197-0005  
東京都福生市北田園1-20-7



領収書

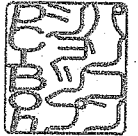
No. 2018年08月20日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 21,600 -

但 月額作業料として  
上記正に領収いたしました

パソコンショップPC-Boh(ブー)  
デザイン制作部  
島 良一 (070-5072-6178)  
〒 197-0005  
東京都福生市北田園1-20-7



領収書

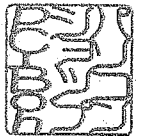
No. 2018年09月25日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 21,600 -

但 月額作業料として  
上記正に領収いたしました

パソコンショップPC-Boh(ブー)  
デザイン制作部  
島 良一 (070-5072-6178)  
〒 197-0005  
東京都福生市北田園1-20-7



領収書

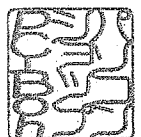
No. 2018年10月26日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 21,600 -

但 月額作業料として  
上記正に領収いたしました

パソコンショップPC-Boh(ブー)  
デザイン制作部  
島 良一 (070-5072-6178)  
〒 197-0005  
東京都福生市北田園1-20-7



領収書

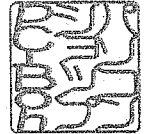
No. 2018年11月23日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 21,600 -

但 月額作業料として  
上記正に領収いたしました

パソコンショップPC-Boh(ブー)  
デザイン制作部  
島 良一 (070-5072-6178)  
〒 197-0005  
東京都福生市北田園1-20-7



領収書

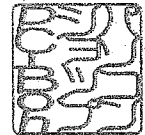
No. 2018年12月22日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 21,600 -

但 月額作業料として  
上記正に領収いたしました

パソコンショップPC-Boh(ブー)  
デザイン制作部  
島 良一 (070-5072-6178)  
〒 197-0005  
東京都福生市北田園1-20-7



領収書

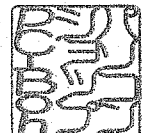
No. 2019年01月18日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 21,600 -

但 月額作業料として  
上記正に領収いたしました

パソコンショップPC-Boh(ブー)  
デザイン制作部  
島 良一 (070-5072-6178)  
〒 197-0005  
東京都福生市北田園1-20-7



領収書

No.

2019年02月08日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 18,343 -

但 B4チラシ印刷代として  
上記正に領収いたしました

パソコンショップPC-Boh(ブー)  
デザイン制作部  
島良一 (TEL:070-3072-6178)  
〒197-0005  
東京都福生市北田園1-20-7



領収書

No.

2019年02月08日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 21,600 -

但 月額作業料として  
上記正に領収いたしました

パソコンショップPC-Boh(ブー)  
デザイン制作部  
島良一 (TEL:070-3072-6178)  
〒197-0005  
東京都福生市北田園1-20-7



領収書

No.

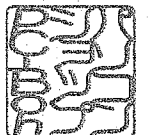
2019年02月20日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 21,600 -

但 月額作業料として  
上記正に領収いたしました

パソコンショップPC-Boh(ブー)  
デザイン制作部  
島良一 (TEL:070-3072-6178)  
〒197-0005  
東京都福生市北田園1-20-7



# 領収書

No.

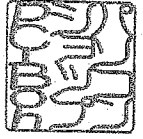
2019年03月24日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 21,600 -

但 月額作業料として  
上記正に領収いたしました

パソコンショップPC-Boh(ブー)  
デザイン制作部  
島 良一 (TEL:077-5072-6178)  
〒197-0005  
東京都福生市北田園1-20-7





# ホームページ更新作業・広告物制作業務委託契約書

本山 好子

(以下「甲」)は、パソコンショップPC-Boh(以下「乙」)に対し、甲のホームページ更新作業と広告物制作する業務における業務委託契約(以下「本契約」)を締結する。

## 第1条(委託業務)

甲が乙に対し委託する業務(以下「本業務」という)は、甲の

1. A4もしくはB4サイズの両面フルカラーチラシ(年4回迄)
  2. ホームページ更新作業(作業時間:月1時間)
- 以上の業務とする。

## 第2条(委託期間)

委託業務の期間は平成30年4月1日より平成31年3月31日とする。

## 第3条(委託料とその支払い)

甲が乙に対し支払う委託料は、20,000円(消費税別)とする。

その支払いは毎月末迄に乙の指定する銀行口座に振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

## 第4条(成果物の権利帰属)

委託業務により作成された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属する。

## 第5条(秘密保持)

乙は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

## 第6条(報告義務)

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

## 第7条(契約解除)

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

## 第8条(協議)

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

平成30年4月1日

甲:  
埼玉県朝霞市三原1-2-1-501  
本山 好子

乙:  
東京都福生市北田園1-20-7  
パソコンショップ PC-Boh

代表 廣川 徹



# ホームページ更新作業・広告物制作業務委託契約書

本山 好子

(以下「甲」)は、パソコンショップPC-Boh(以下「乙」)に対し、甲のホームページ更新作業と広告物制作する業務における業務委託契約(以下「本契約」)を締結する。

## 第1条(委託業務)

- 甲が乙に対し委託する業務(以下「本業務」という)は、甲の
1. A4もしくはB4サイズの両面フルカラーチラシ(年4回迄)
  2. ホームページ更新作業(作業時間:月1時間)
- 以上の業務とする。

## 第2条(委託期間)

委託業務の期間は平成30年4月1日より平成31年3月31日とする。

## 第3条(委託料とその支払い)

甲が乙に対し支払う委託料は、20,000円(消費税別)とする。  
 その支払いは毎月末迄に乙の指定する銀行口座に振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

## 第4条(成果物の権利帰属)

委託業務により作成された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属する。

## 第5条(秘密保持)

乙は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

## 第6条(報告義務)

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

## 第7条(契約解除)

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

## 第8条(協議)

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

平成30年4月1日

甲:  
 埼玉県朝霞市三原1-2-1-501  
 本山 好子

乙:  
 東京都福生市北田園1-20-7  
 パソコンショップ PC-Boh  
 代表 廣川 徹